

# 名古屋港管理組合公報

平成24年11月15日

(木曜日)

第 505 号

## 目 次

○名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則	1

## 条 例

名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十四年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 香章

### 名古屋港管理組合条例第八号

名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例

○名古屋港管理組合議会委員会条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。  
第四条に次の一項を加える。

- 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。  
第五条第四項中「、第二項」を「、第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。  
第十八条中「聞く」を「聴く」に、「申し出」を「申出」に改める。  
第二十一条第二項中「終る」を「終わる」に改める。  
第二十二条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。  
第二十四条第一項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第二項中「前項の規定により」を削り、「かたよらない」を「偏らない」に改める。  
第二十五条第二項中「聞こう」を「聴こう」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「こえ」を「超え」に改める。  
第二十七条の二第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第十八条、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第二項及び第三項並びに第二十七条の二第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規 則

○名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十四年十一月十五日

名古屋港管理組合議会議長 久保田 浩文

### 名古屋港管理組合議会規則第一号

名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

○名古屋港管理組合議会会議規則（昭和四十九年名古屋港管理組合議会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
第十四条中「第百十五条の二」を「第百十五条の三」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合